

○半田市商業振興条例施行規則

平成二十一年十二月二十五日

規則第三十一号

(趣旨)

第一条 この規則は、半田市商業振興条例（平成二十一年半田市条例第三十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(商業の業種)

第三条 条例第二条第三号の規則で定める業種は、統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成二十一年総務省告示第百七十五号）に定める日本標準産業分類の中分類に掲げる産業のうち、別表に定める業種とする。

(地域貢献事業)

第四条 条例第六条第一項の規則で定める地域貢献事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 地域社会の活性化対策
- 二 地域における雇用対策
- 三 ごみの減量等の環境対策
- 四 防犯対策
- 五 青少年の非行防止対策
- 六 防災対策
- 七 前各号に掲げるもののほか、条例の目的を達成するために市長が必要と認める事項

(地域貢献計画書等の様式)

第五条 条例第九条第一項に規定する地域貢献計画書は、様式第一によるものとする。

2 条例第九条第二項に規定する地域貢献変更計画書は、様式第二によるものとする。

(地域貢献計画書等の提出期限)

第六条 条例第九条第一項の規定による地域貢献計画書の提出期限は、営業を開始する日の三月前までとする。

2 条例第九条第二項の規定による地域貢献変更計画書の提出期限は、変更のあつた日から一月以内とする。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に営業を開始している場合については、第六条第一項の規定にかかわらず、地域貢献計画書の提出期限は、この規則の施行の日から三月以内とする。

別表（第3条関係）

分類番号	業種名
中分類56	各種商品小売業
中分類57	織物・衣服・身の回り品小売業
中分類58	飲食料品小売業
中分類59	機械器具小売業
中分類60	その他の小売業
中分類61	銀行業
中分類63	協同組織金融業
中分類64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
中分類65	金融商品取引業、商品先物取引業
中分類66	補助的金融業等
中分類67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む。）
中分類68	不動産取引業
中分類69	不動産賃貸業・管理業
中分類70	物品賃貸業
中分類72	専門サービス業（他に分類されないもの）
中分類73	広告業
中分類74	技術サービス業（他に分類されないもの）
中分類75	宿泊業
中分類76	飲食店
中分類77	持ち帰り・配達飲食サービス業
中分類78	洗濯・理容・美容・浴場業

中分類79	その他の生活関連サービス業
中分類80	娯楽業
中分類82	その他の教育、学習支援業
中分類83	医療業
中分類84	保健衛生
中分類85	社会保険・社会福祉・介護事業
中分類87	協同組合（他に分類されないもの）
中分類90	機械等修理業（別掲を除く。）
中分類91	職業紹介・労働者派遣業
中分類92	その他の事業サービス業

様式第1(第5条関係)

(表)

地域貢献計画書

年 月 日

半田市長 殿

主たる事務所の所在地

名称

代表者職氏名

印

電話番号

次のとおり地域貢献計画書を作成しましたので、半田市商業振興条例第9条第1項の規定により提出します。

大規模小売店舗の名称：

大規模小売店舗の所在地：

事業の区分	事業の内容
1 地域社会の活性化対策	
2 地域における雇用対策	

(裏)

3 ごみの減量等の環境対策	
4 防犯対策	
5 青少年の非行防止対策	
6 防災対策	
7 地域経済団体及び商店会への加入	
8 その他の地域貢献事業	

様式第2(第5条関係)

(表)

地域貢献変更計画書

年 月 日

半田市長 殿

主たる事務所の所在地

名称

代表者職氏名

印

電話番号

次のとおり地域貢献変更計画書を作成しましたので、半田市商業振興条例第9条第2項の規定により提出します。

大規模小売店舗の名称：

大規模小売店舗の所在地：

事業の区分	変更する事業の内容
1 地域社会の活性化対策	
2 地域における雇用対策	

(裏)

3 ごみの減量等の環境対策	
4 防犯対策	
5 青少年の非行防止対策	
6 防災対策	
7 地域経済団体及び商店会への加入	
8 その他の地域貢献事業	

※ 「変更する事業の内容」欄は、変更する「事業の区分」について記入する。

様式第1 (第5条関係)

様式第2 (第5条関係)